



事 務 連 絡
平成 25 年 5 月 28 日

地方厚生（支）局健康福祉部
保険年金（年金）課 御中

企業年金国民年金基金課

厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において
掛金を算定する場合の取扱いについて

標記について、以下のとおり明確化を図るので、貴管下の厚生年金基金及び確定給付企業年金制度の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

1. 厚生年金基金について

「厚生年金基金の財政運営について」（平成 8 年 年発第 3321 号）の別紙「厚生年金基金財政運営基準」の第 4 の 5(1)の柱書き中の「財政検証の基準日の属する事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額（中略）を控除した額」が負となる場合は、当該控除した額は零とする取扱いとすること。

2. 確定給付企業年金制度について

確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 58 条の柱書き中の「当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額（中略）を控除した額」が負となる場合は、当該控除した額は零とする取扱いとすること。

3. 適用日

上記 1 及び 2 について、平成 25 年 3 月 31 日以降を基準日とするものから適用する。